

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年2月10日(金曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時34分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 市営住宅明渡等請求訴訟の判決について

(住宅政策課)

2 出席委員(7名)

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 綿 引 健 君 | 副委員長 | 滑 川 友 理 君 |
| 委員 | 中 庭 次 男 君 | 委員 | 田 口 文 明 君 |
| 委員 | 鈴 木 宣 子 君 | 委員 | 小 川 勝 夫 君 |
| 委員 | 松 本 勝 久 君 | | |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

| | | | |
|-------------------------|-----------|------------------------------|-------------|
| 建設部長 | 大 和 直 文 君 | 建設部技監兼 建設計画課長 | 上 田 航 君 |
| 建設部技監兼 道路建設課長 | 松 葉 光 隆 君 | 建設部技監兼 生活道路整備 課 長 | 有 金 正 義 君 |
| 建設部技監兼 河川都市排水 課 長 | 大 山 裕 己 君 | 建設部技監兼 土木補修事務 所 長 | 川 又 弘 一 君 |
| 建設部技監兼 内原建設事務 所 長 | 谷 萩 幸 治 君 | 道路管理課長 | 丹 治 雅 人 君 |
| 建築課長 | 大 和 田 聡 君 | | |
| 都市計画部長 | 加 藤 久 人 君 | 都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長 | 大 森 幹 司 君 |
| 都市計画課長 | 平 澤 俊 之 君 | 建築指導課長 | 井 原 孝 志 君 |
| 公園緑地課長 | 鶴 井 昭 宏 君 | 市街地整備課長 | 小 田 切 幸 司 君 |
| 住宅政策課長 | 砂 川 和 敏 君 | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-----|---------|--------------------|-----------|
| 上下水道事業 管 理 者 | 荒 井 | 宰 君 | | |
| 水 道 部 長 (水道総務課長 事務取扱) | 関 谷 | 勇 君 | 水道部参事兼 経 理 課 長 | 梶 山 哲 君 |
| 水道部技監兼 給 水 課 長 | 梶 山 | 学 君 | 水道整備課長 | 杉 山 健 一 君 |
| 浄水管理事務 所 長 | 林 | 忠 勝 君 | | |
| 下 水 道 部 長 | 坏 | 貴 之 君 | 下水道部参事兼 下水道管理課長 | 鬼 澤 英 一 君 |
| 下水道整備課長 | 小 田 | 博 之 君 | 集落排水課長 | 久 木 崎 隆 君 |
| 下 水 道 施 設 管理事務所長 | 渡 邊 | 基 弘 君 | | |
| 6 事務局職員出席者 | | | | |
| 法制調査係長 | 武 田 | 侑 未 子 君 | 書 記 | 昆 節 夫 君 |

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

市営住宅明渡等請求訴訟の判決について、執行部から説明をお願いいたします。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 おはようございます。住宅政策課です。

それでは、市営住宅明渡等請求訴訟の判決について、都市計画部住宅政策課提出の資料により御説明いたします。

本件は、令和4年第4回定例会におきまして、専決処分の報告をいたしました市営住宅の明渡等及び家賃相当額等の支払いを求めることについて、水戸地方裁判所へ訴えを提起しましたところ、判決が確定しましたので報告するものです。

の居住者に対しまして、当該市営住宅の建物を明け渡すこと、明渡し済みに至るまでの家賃相当額を支払うこと、訴訟費用の負担を行うこと、以上3点の判決と、仮執行の宣言を求めたものでありまして、判決の内容であります。原告であります水戸市の請求について全てが認められたというところでございます。

詳細につきましては、資料記載のとおりとなっておりますので、後ほど、お目通しのほうをお願いいたします。

また、現在の状況であります。判決後、申立て期間が経過しまして、事実、今回の判決で確定ということになっておりますので、相手方に住宅の明渡しを求めているところでございます。また、明渡しをお願いしているわけですけれども、今後、明渡しが行われなかった場合には、水戸地方裁判所のほうに強制執行の申立てを行いまして、その後、裁判所の執行官により相手方に対して強制執行を実施するための手続を進めてまいるといふ形になります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○綿引委員長 それでは、本内容につきまして、何か御質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員、お願いいたします。

○中庭委員 この方、話し合いを当然続けられていると思うんですけども、この方は明渡しに関してどういふふうな態度を取っているのか、お答えいただきたいと思っております。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 明渡しに対しましては、その事実を受け入れて応じるというような形なんですけれども、経済的に困っているのが今すぐというのはちょっと難しい、ちょっと時間が欲しいというような形でございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 経済的に困っているということになると、例えば生活保護を受けているとか、あるいは公的な補助を受けているとか、そういうことはまだないんですか、この方は。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

この方に関しましては、現在、一応お仕事をしている状況でございまして、収入があるというふうに伺ってございます。我々としても、その収入のほうで厳しい状況であれば生活保護というお話をさせてもらっているわけですが、それについては、収入があるのということでお話を伺っています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の意見ですが、ぜひよく話し合っていていただいて、円満に退去なさって、そして、今後の生活ができるように水戸市としても援助してほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御意見にお答えいたします。

相手方の生活状況をしっかり把握しながら、対応のほうは取ってまいりたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この金額が95万7,812円ということで、これは大体何年ぐらいの滞納でしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

2年ちょっとという形で、今は交渉期間がありますので、その期間分の滞納という形です。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この方はずっとここに住んでいらっちゃって、2年前からこういう状態になったのは何かきっかけとかそういうものはあるんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

この方は、もともとお父様がこちらの住宅にお住まいでありまして、お父様が体調を崩したときに様子を見に来ているというのを繰り返していたわけなんですけど、そのうち、手続を取らずに住んでしまったというような状況でありました。その後、お父様が亡くなりまして、この方については住む権利がないものですから退去のほうをお願いしたという形でございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、2年ほど前にお父様が亡くなられたということによろしいんですね。

そうすると、そのままずっと2年間、この息子さんですよ、住まれている、それからお家賃を払わなかった。お父さんのときは払ってらっしゃったということですね。そうすると、例えばこの亡くなったということが市のほうで、2年前の時点で把握できなかったのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思い

ます。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

我々もお父様が亡くなってすぐに、亡くなったことを把握しておりました。その後に、保証人等に部屋の明渡しの手続をお願いするという作業の中で、どなたかが住んでいるらしいということが分かりまして、その後、話しましたらどうも息子さんだということが分かりました。その息子さんとの話は、本人も住む権利がないことは当時どうも分かっていたようで、手続をとってお話をいただいておりますので、手続をお願いしますということで進めようと思ったんですが、なかなかそれが実行されなかったものですから、今回訴えるという手続を取らせてもらったというところでございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、こういった事例というのは過去にもあったかと思うんですね。これからもこういうケースはあると思うんですけれども、やはりルールがあるので、その亡くなった時点で市民かどうかが、住んでいるのが市営住宅と分かれますから。やはりそこは、民間ではちょっと考えられないことでもあると思うんです。もちろん、仕事しながらでも家賃は払わないでいらっしゃるということは、民間だったら住んでいられない状態じゃないかなと思いますし、本当に今後こういう再発防止のために、やはり、市民課としっかり連携を取っていただいて、改めてそのまま住むのであればそれなりの契約をきちんと交わすとか、そういったことも水戸市は管理者としてやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

確かに委員がおっしゃるとおり、住んでいる方の生活の実態をつかむのは我々管理している者として重要な役割ですので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

現在は年に1回、生活の状況ということで、家族構成などを伺う機会を設けておるわけですが、その辺の作業をより厳格に行いまして、入居者の生活実態、住んでいる方の数、その辺をしっかり把握しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 ほかがございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 これは、水戸市が訴えたわけですから、使ったものは当然頂く。これは使用料ですから、当然だと思います。そこで、1か月2万4,600円を支払っていくという条件なんですか。2万4,600円の割合による金員を支払えということですよ。真面目にこの金額を毎月ずっと支払っていったとしたら、そしたら、これは立ち退きということに該当するんですか、しないんですか。裁判ではこれ、立ち退きということになっていますけれども、払ってきて立ち退きは立ち退きということなんですね。そうですか。じゃ、一括で払って、また例えば仮に、ここに住んでいたいという申込みがあった場合、これはどんなふう

になるのか。不可とか。

それと、この執行した費用というのは、この金額には入っていないでしょ。私にもよく分からないんだけど。執行費用というのは幾らぐらいかかるんですか。相手方持ちでしょ。要するに、今までも事例は、何遍も住宅政策課のほうでやっていると分かって思うんですけども、その執行費用というのはどのぐらいかかるのかなと思っています。これが分かっていたら、お答えをいただきたいと思います。

そうするっていうと、この一番高くて2万4,600円をずっと長く払っていったときにも、立ち退き請求というのはやるんですか。これ、こういう場合は。払っていてもやるっていう。その基準というのはどのぐらいの期間を想定するんですか。半年とか1年とか、ある程度の猶予期間みたいのものがあるんだろうとは思いますが、その辺の法的な期間というのはどのぐらいが認められるんですか、これ。強制執行の場合。お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

まず、1つ目。この方が一括で払った場合どうなるのでしょうかということだと思んですけども、この方には明渡しをお願いしているという状況でございますので、一括でお支払いいただいても退去のほうはお願いするという形を取っております。

〔「2万4,600円というのは」と呼ぶ者あり〕

○砂川住宅政策課長 ですから、その退去をするまで、今回資料にお示ししました月当たり2万4,600円がかかるという形になります。

2つ目の、費用はどれくらいかということだと思んですが、現在は、弁護士を使うことなく職員のほうに対応していますので、印紙と切手代等がかかるという形になってございます。それですので、1件当たり2万円から3万円ぐらいで現在の案件のほうは処理されているという形になります。

ただ、その後、強制執行までいくととなりますと、その荷物の移動とか何かを我々のほうで業者に委託してやるということになりますので、そこまでの経費を入れると、数十万円、荷物が少ない方ですと三、四十万円、多い方ですと、過去の事例だと五、六十万円かかったという事例もございます。

3つ目は、期間というお話があったと思うんですが、現在この方には3月末日までの退去をお願いしているということで進めてございます。その段階で、また、聞き取りをしまして進んでいないようであれば、強制執行のほうを検討するという形になります。今までですと、裁判が終わってから半年ぐらいの間には自主退去の方は出ていただいておりますし、強制執行もそれぐらいの時期には行っているというような状況でございます。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。

そうすると、今まで強制執行で出ていただいていた方がいると。そういう方は、これに基づいて支払いというのはやっていますか。例えば、ほかの方がこういう悪い方ではないとは思いますが、例えば住所を置きっ放しにしてどっか行っちゃった。こういうケースというのは今までないの。立ち退き執行で出て

いっていただいた方。そうするっていうと、そういう方がいたとすれば、このお金は入らないですね。そういう事例って今までありますか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

私が把握している範囲なんですけれども、ここ何回かやらせてもらった案件については、皆さん住所のほうは移動してもらっています。あと、支払いの状況なんですけれども、退去後、数か月はいただいているケースもありますが、支払いはなかなかいただけない状況がありまして、催促ですとか、支払いの要求などを定期的に我々のほうから通知させてもらっているというのが状況でございます。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 最後。家賃の未納の金額というのは、これは何年たってもずっと数字が高くなっていますね。4億円から5億円あるんでしょ。家賃滞納の金額というのは、多分、決算なんかでよく見かける数字のような気がするんですけども。ですから、そういうことから、私が今質問したんです。強制執行をやって、家賃を払ってもらえなくなっちゃったと。そういう積み重ねが高額になっているんじゃないのかなとこう思ったんです。こういう方っていうのは、資産というのは今、車を持ってなくて入れるんでしょ。例えば、何かあるよね、きっとね。そういうものの差押えみたいなものっていうのはやっていないの。今、水戸市は。何にもなくて、ただ強制執行したって、それでこれがなくなっちゃったらどうするの、今度は。その人からどうやって取るの。それぐらい取れないでいるものが、私はあるような気がするんですよ。その辺の、裁判で勝ったから強制執行して、出ていってもらってというだけでは、私は何かもう少しかう方法、策があってもいいのかなと思います。

参考までにその金額だけ。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の決算の数字になるんですけども、未収金のほうは2億6,588万5,415万円でございます。先ほど、委員が御指摘になったように、そういった方のお金はどうやって取っているのというお話なんですけれども、松本委員の御心配のとおりを取れていない状況が非常に多いというのが現実でございます。本人が死亡した等の場合には、相続人調査をやって、そこまでは追いかけてはいるんですけども、その後、相続放棄等で亡くなった場合には、不納欠損処理をして台帳のほうから削除する手続を取らせてもらっています。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 それは何年からの、令和4年までの金額だったのか。何年からというのは分かりますか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの2億6,000万円云々の数字は現在残っている金額、全額でございまして、一時期は5億円を

超えるくらいの金額が松本委員の御指摘のようにございました。その後、その債権者の死亡、または相続の放棄等で債権として回収の見込みがないものについて、不納欠損処理をさせていただきまして、減らしたのもあって、今こういう状況というところでございます。

〔「何年度まで不納にしたの」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 何年から何年までの間が不納欠損額にしたってということですか。これ使用料というのは、税と違うから、不納欠損額なんていうのはあり得るの。私はあり得ないと思っている。それを不納欠損にしちゃったから今、2億6,000万円。じゃ、いつからいつまでのやつを幾ら不納欠損額にしたのよ。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

不納欠損をした期間というよりは、滞納している方が亡くなった場合ですとか、亡くなった後に相続人調査をしまして、相続人がいないですとか、相続人も財産をもう放棄していて、どうやっても取ることができないというようなことが明確になった場合に不納欠損というものは一般的に行っているものでして、委員御指摘のように、何年前のものをやるとかというような対応はしてございません。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 保証人が要らなくなったのはいつからですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 令和2年から保証人の制度を廃止しています。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、どうしても亡くなったとか、どうのこうのというのは、当時は保証人がいたでしょ。保証人。その部分が大体私は多いと思ったんですよ。それを不納欠損にしちゃうということは、保証人のほうもみんな死んじゃった、誰がどうだか分からない、そんな感じなの。なるほど。これは、2人ぐらい保証人が要だったんじゃないんですか、前は。どっちもどうということは、ちょっと考えにくいけどね。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、この際、中庭委員から発言の申出が出ておりますので、御発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 中庭です。

私は、(仮称)泉町2丁目中央ビル街区再開発について質問したいと思います。

これについては、これまで5回の学習会が行われました。それで、大体月1回程度行われてまいりまして、2022年7月21日が第1回目で、その後5回開かれました。メンバーは、伊勢甚本社の方などを中心に、地権者が14人の勉強会ということでありまして、その再開発の理由は、伊勢甚が所有する中央ビルが築50年を超えて建て替えが必要になったということで、建物の9割をこの地域で持っている伊勢甚が再開発

組合をつくって、再開発を行えば、建築費の3割から4割が補助金としてもらえるということで強調されて、今学習会が行われているんですけれども、この問題について担当課のほうでは把握しているのかどうか、お答えいただきたいと思うんですが。

○綿引委員長 大森技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

地域の方々が、その後のまちづくりをどのような形にしていくかということで、何か勉強されているというような話は伺っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市は知っているということなんですね。そういう学習会をやっているのを知っているということだと思いませんか、今の答弁では。先ほどもお話ししましたように、再開発地域の建物の面積は9割は中央ビルが占めているんです。その中心になっているのも伊勢基本社ということなんですけれども。結局この再開発事業については、他市の例なんかを説明しているんですけれど、静岡市で行われた再開発事業を例に取って、補助金が大体20億円出ることが勉強会では強調されておまして、そして、実際この再開発組合の中身というのは先ほど申し上げましたように、再開発地域の建物の9割は中央ビルが占めているということで、中央ビル建て替えのための再開発ではないかというふうに地元の方は言っております。

それで、昨年12月の勉強会では、今年3月に再開発準備会を設立していきたいと。そして、水戸市に再開発事業の計画を提案したいと言っておりますけれども、この動きについてはどういうふうに捉えているのかをお答えいただきたい。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今、御発言いただいたような内容については、先方のほうでいろいろ考えられている内容なのかなと思っております。詳細についてはこちらのほうでは把握してございませんので、まだどういうふうな形でのまちづくりをするかの勉強段階というような形で私どもは考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨年12月の勉強会では、補助金の交付などについて水戸市に特段の支援を求めたいということで、水戸市に事業着手を報告して、効果を強調して、支援の妥当性をアピールする必要があるというふうにこの勉強会の中では決めたそうなんですけれども、そういう点でこの事業着手の問題とか、それから支援の問題とかそういう問題についてお話はあったでしょうか。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

民間ベースでの開発をやるのか、その手法の一つとして再開発事業とか様々な手法を使ってやられるのかというのをいろいろ勉強をされているのかなという認識でございますので、今後そういった相談とかがあれば水戸市のほうでもいろいろ相談に乗ったりとかしていく必要があるかなというふうには考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この勉強会の中では、先ほども申し上げましたように、3月に再開発準備組合を設立して、そ

して着手をしていきたいというふうに動いているんですけども、水戸市はこういう再開発組合から再開発についていろいろ相談があった場合には、相談に乗っていくということなんですか。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市民の方々がまちづくりをするのにどういう形で進めたらいいとか、あとは制度設計とか、そういった制度がどういうふうになっているのかという相談を受ければ、それはこういう制度設計ですよというのをお答えするのは義務だと思っていますので、そういった相談には乗っていかないとかなというふうには考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、伊勢甚が中心になった再開発が、中央ビルの建て替えということが行われるということで、多額の補助金が支給されることになってしまうんじゃないかと。勉強会では、静岡市の例を取って、82億円の工事費の中で20億円補助をしたという例を取り上げて、水戸市でもそういう方向で持っていきたいというような勉強会なんですよ。泉町南地区というのは京成百貨店がありますよね。今回、コロナの一時金の補助金の問題で大きな社会問題になりましたけれども、この泉町南地区の再開発事業について、現在の京成百貨店の建設では、68億円も水戸市が補助して京成百貨店の再開発が行われました。そして、新市民会館建設では、360億円の税金投入も行われて、伊勢甚が修理して老朽化した旧京成百貨店の保証でも土地と建物で30億円以上の保証が行われたと。解体費用も満額水戸市が出資したということを見ると、やっぱりまた同じことを、再開発事業を通じて多額の税金を中心とする、また再開発事業が補助が要ることになるんじゃないかなと思うんですけども、それについてどういうふうに考えるんですか。お答えください。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今、委員のほうから発言がございました内容について、私も今、そうなんだというようにびっくりしているようなことなので、逆に地域の方々が今後どのようなまちづくりをしていくのか、自分たちのお金でやっていくのかについては、そういった補助も使ってやるのかというのは、今後いろいろ相談に乗りながら話になってくるんだと思います。ですから私どもとしては、こういった形のをどういうふうに進めるのか、地域の方々から相談があれば真摯に援助を対応していきたいというような形で考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市はこれまで民間が進める再開発事業に多額の税金を投入してまいりました。これからも多額の税金を投入するということが、水戸駅北口の再開発では、長谷工コーポレーションが建設するマンションに39億円を補助するということが行われていますよね。それから京成百貨店脇のマンション建設では、穴吹工務店が建設するマンション建設に6億8,000万円のお金が投入されるということが行われておりますけれども、今度もこの伊勢甚が中心になって行われる再開発にまた多額の税金を投入されるということは、やっぱり、これ私は行うべきではないというふうに思うんです。

なぜなら、水戸市の場合、こういうことが結局は市民の生活にしわ寄せしてしまうということで、水道料

金の値上げとか、市立幼稚園を3年間で7か所も廃止するとか、こういう水戸市でいいのかという問題が問われるんですけども。

最後に、私は都市計画部長にちょっとお聞きしたいんですけども、こういう再開発事業というのは、結局は大手の企業がもうかるような、多額の税金が入るようなそういう仕組みになっているんじゃないかということで、こういうものはやっぱり水戸市も慎重に対応すべきじゃないか、行うべきではないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 お答えいたします。

委員がおっしゃるように、こういった大型事業、水戸市として多額の税金の支出が伴ってくるということですので、委員のおっしゃるとおり、慎重に判断してまいる必要があると考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 最後に、やっぱりこういう再開発事業を活用して、結局再開発事業の名の下に大手の企業が、お金がもうかるような仕組みに今なっているわけですから、この最たるものが新市民会館の建設で、伊勢甚が40億円近いお金を補償金としてもらったということもありますけれども、そういう点ではこういうところにお金を出すべきではないという意見を述べて、私の質問は終わりにしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時34分 散会